

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長補佐

平成20年度労災保険審査官及び労災補償訟務官等の配置状況について

標記について、本年4月1日現在における配置状況を、下記記載要領に基づき別紙に記載の上、4月3日（木）までにFAXにより当室審査第一係あて報告願います。

なお、平成20年度途中に人事異動により変更があった場合は、同様式によりその都度FAXにより報告願います。

記

1 労災保険審査官（以下「審査官」という。）

(1) 「氏名」欄

本年4月1日現在で在職する審査官の氏名を記載すること。

(2) 「異動種別」欄

本年4月1日に初めて審査官に発令された者は「新任」、平成19年度以前に発令された者は「留任」、過去に審査官に発令され本年4月1日に再び審査官に発令された者は「再任」とし、該当するものを○で囲むこと。

(3) 「(前任者氏名)」欄

「氏名」欄記載の者が本年4月1日で「新任」又は「再任」の場合、その者に対応する前任者（人事上の前任者ではなく、担当事件に係る前任者）の氏名を記載すること。

(4) 「備考」欄

「留任」の者の場合は、平成19年度における決定件数を記載すること。

(5) その他

審査官に発令されている者は、法令上事務所掌が規定されているが、それにもかかわらず、審査業務以外の業務に就かせている場合は、4月4日（金）までに審査第一係長あて別途報告すること。

2 労災補償訟務官等（以下「訟務担当者」という。）

(1) 「氏名」欄

本年4月1日現在で在職する訟務担当者の氏名を記載すること。

(2) 「職名」欄

該当するものを○で囲むこと。「その他」の場合は（ ）内に職名を記載すること。

(3) 「異動種別」欄

本年4月1日に初めて訟務担当者となった者は「新任」、平成19年度以前から訟務担当者である者は「留任」、過去に訟務担当者になったことがあり、本年4月1日に再び訟務担当者になった者は「再任」とし、該当するものを○で囲むこと。

例) 本年4月1日付け人事異動において異動のなかった労災補償監察官の事務に、新たに訟務を加え、さらにその者が初めて訟務担当者となる場合には、「新任」として扱うこと。

(4) 「(前任者氏名)」欄

「氏名」欄記載の者が本年4月1日で「新任」又は「再任」の場合、その者に対応する前任者の氏名を記載すること。

(5) 「専任・兼任等の状況」欄

訟務のみを担当させている者は「専任」、訟務以外の業務と兼任させている者は「兼任」、訟務以外の業務を中心としながらも、臨時に訟務を担当させている者は「補助」とし、該当するものを○で囲むこと。

(6) 「労災補償訟務専門研修受講歴」欄

過去に受講歴がある場合には「有」、無い場合には「無」を○で囲むこと。

(7) その他

上記(6)において「無」の者については、特段の事情がある場合を除いて、本年5月開催予定の同研修の研修候補者として推薦願いたい。(5)における「補助」に該当する者を含む。)

3 局配置の労災保険専門調査員<19年度まで「労災保険審査専門調査員」>（以下「調査員」という。）

(1) 「氏名」欄

本年4月1日現在で在職する調査員の氏名を記載すること。

(2) 「備考」欄

① 調査員に発令されているものの、審査業務の補助を行わせていない場合、その者の業務内容を簡潔に記載すること。

② 調査員に発令されていないものの、審査業務の補助を行わせている(①と逆のケース)場合、その者の職名を記載すること。

※署に配置する同名の調査員<19年度まで「労災保険給付実地調査員」>は報告対象外である。

4 その他

記載に当たり疑義が生じた場合には、以下の当室担当係あて問い合わせること。

(1) 「1 労災保険審査官」及び「3 労災保険専門調査員」について

担当：審査第一係（内線5575）

(2) 「2 労災補償訟務官等」について

担当：訟務係（内線5577）

本省補償課
 労災保険審理室 審査第一係 あて

(FAX 03-3502-6488) (※ FAX送信票は不要)

■ 提出期限…4月3日(木)

局名	_____労働局
	(担当者名_____)

1 労災保険審査官

	氏名	異動種別	(前任者氏名) ※新任・再任の場合	備考
1		新任・留任・再任	()	
2		新任・留任・再任	()	
3		新任・留任・再任	()	
4		新任・留任・再任	()	
5		新任・留任・再任	()	
6		新任・留任・再任	()	

2 労災補償訟務官等

	氏名	職名	異動種別	(前任者氏名) ※新任・再任の場合	専任・兼任 等の状況	労災補償訟務専門研修 受講歴
1		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無
2		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無
3		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無
4		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無
5		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無
6		労災補償訟務官・ 労災補償監察官 その他()	新任・留任・再任	()	専任・兼任・補助	有・無

3 労災保険専門調査員

	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		